

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 ホテル又は旅館の車椅子使用者用客室の設置基準の見直し

床面積の合計が二千平方メートル以上で、客室の総数が五十以上のホテル又は旅館を建築する場合には、車椅子使用者用客室を客室の総数に百分の一を乗じて得た数以上設けることとする。

(第十五条第一項関係)

第二 認定協定建築物の容積率の特例

認定協定建築物の容積率の算定に算入しないこととする床面積は、認定協定建築物の延べ面積の十分の一を限度として、国土交通大臣が定めるものとする。

(第二十四条関係)

第三 移動等円滑化促進地区における事前届出の対象となる行為

一 移動等円滑化促進地区における公共交通事業者等による事前届出の対象として、生活関連旅客施設の建設又は改良であつて、当該生活関連旅客施設における車両等の乗降口と当該生活関連旅客施設に隣接する他の生活関連旅客施設等との間の経路を構成する出入口の新設又は構造若しくは配置の変更を伴うものを定めるものとする。

(第二十五条第一号関係)

二 移動等円滑化促進地区における道路管理者による事前届出の対象として、生活関連経路を構成する道路法による道路のうち、生活関連旅客施設等で当該道路に接するものの高齢者、障害者等による円滑な利用を確保するため必要があると認めて市町村が国土交通省令で定めるところにより指定する部分の新設、改築又は修繕を定めるものとする。

（第二十五条第二号関係）

#### 第四 附則

- 一 この政令は、一部の規定を除き、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成三十年十一月一日）から施行するものとする。 （附則第一項関係）
- 二 この政令の施行に伴う所要の経過措置について定めるものとする。 （附則第二項関係）
- 三 その他所要の改正を行うものとする。 （附則第三項関係）